

15世紀前半のモスクワにおける大公裁判権の回復 ——「殺人に関する覚書」を中心に——

宮野 裕

はじめに

モスクワ大公ヴァシーリー 2 世（在位1425–62年）治下で生じた分領諸公の裁判権の縮小と大公への裁判権の集中は、以下で述べられるように、16世紀半ば頃まで続く大公国の「集権化」過程の一局面と見なされてきた¹。

その際この時期の大公への裁判権の集中を論じるために中心的に使われている史料が、15世紀のモスクワ地方及びモスクワ市内における裁判手続きを記したいわゆる「殺人に関する覚書 Запись о душегубстве²」である。もちろん、ヴァシーリー 2 世治下の裁判権を検討するための史料としては、それ以外にも歴代大公の遺言状、彼らと分領諸公との間で結ばれた数多くの条約、また多くの下賜文書が伝わっているが、そうした史料は一部の例外を除いて裁判権の大公への集中過程を具体的に検討する程の情報を有しておらず、「覚書」がこの議論における中心史料であった。

ところが、そうした「覚書」そのものの成立年代及び成立状況、そしてその内容は十分に研究されているとは言い難い。故に本稿で筆者は「覚書」に関する先行研究を詳細に検証した上で、上記の大公への裁判権の集中に関して部分的に見直しを行い、上述の集権化論にも若干の言及を試みたい。また最後に「覚書」の試訳をつける。

尚「覚書」は、ロシア国立図書館（ペテルブルク）所蔵の15世紀半ばの写本（РНБ. Q. XVII. 58）一本のみで伝来している。最初の公刊は史料集『古文書探索活動による収集文書（ААЭ.）』（1836年）において行われた³。その後の重要な公刊は、革命前のМ. Ф. Уражеевич＝ブダーノフのそれ（1877年）である。その際に彼は、テキストを彼の判断で10箇条に区分した。つまり写本では「覚書」のテキストに区切りはなく、従って「覚書」は条文に分割されていないのである。しかしウラジеевич＝ブダーノフによる区分は長く研究者の間で踏襲されており、それ故に本稿筆者も便宜上、この区分を利用する⁴。

¹ Смирнов И.И. Судебник 1550 года. //Исторические Записки. т. 24. 1947. С. 313–316; Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы XIV–XV вв. ч. 2. М., 1951. С. 348–350; Тихомиров М.Н. Средневековая Москва в XIV–XV веках. М., 1957. С. 195–204.

² 以下で見るようにこの文書には表題がない。従ってこれは冒頭の一文（「殺人に関する覚書」）を以て呼ばれることが多い。我が国においては細川滋氏が「殺人罪条例」と訳している。細川滋「14–15世紀モスクワ市の共同管理体制—その変遷と実態—」『琉大史学』11号、1980年、50–76頁。尚、「覚書」は1497年法典以前のモスクワ大公国の裁判制度を考察する為の数少ない史料であり、これを利用して研究者たちは、モスクワ市の行政・裁判制度（共同管理制度や代官制度）を論じている。上掲細川論文の他には以下のものを参照のこと。Семенченко Г.В. Управление Московской в XIV–XV вв. //Исторические Записки. т. 105. М., 1980. С. 196–228; Аверьянов К.А. Московские станы и волости XIV–XVI вв. //Древнейшие государства на территории СССР. 1987. М., 1989. С. 114–122; Чернов С.З. Домен московских князей в городских станах 1271–1505 года. //Культура средневековой Москвы. Исторические ландшафты. т. 2. М., 2005. 648с.

³ Акты, собранные Археологической Экспедицией в библиотеках и архивах Российской империи (ААЭ). т. 1. СПб., 1836. С. 87–88.

⁴ Владимирский-Буданов М. Хрестматия по истории русского права. вы. 2. Киев. 1877. С. 68–72.

I チホミーロフに至るまでの「覚書」研究

『古文書探索活動による収集文書』の匿名編者及びウラジーミルスキー＝ブダーノフは、「覚書」の具体的内容については若干の解説を付したものの、この文書の法制史上の意味については何も言及しなかった。成立年代に関しては、両者は共に「1486年以前」とした⁵。その後、И. Д. ベリャエフは1486年に「覚書」が成立したと考えた（1888年）⁶。しかし、実は上記の研究者たちはこの年代設定の根拠を何も述べなかった。後にИ. И. スミルノーフは、「覚書」第10条において、1485年にモスクワに併合されたトヴェリ公国が未だ独立を保っていたかの如く記されていたことが、上記の研究者たちによる「覚書」の年代設定の際の根拠になったのではないかと述べた⁷。しかし仮にそうだとしてもやはり、「1486年以前」という結論がどのように導き出されたのかは明白でない。

さて、以上の水準にあった「覚書」研究を一步進めたのが、上記のスミルノーフである（1947年）。彼は第一に、ロシア法制史における「覚書」の意味に初めて言及した。彼は「覚書」が分領公の裁判権を制限していると考え、「覚書」の出現を、分領公の裁判権を制限しながら大公へ裁判権を集中させた大公イヴァン3世（在位1462–1505年）の政策と結びつけた⁸。

また成立年代が絞り込まれた。「覚書」第6条（「…条約において、いかなる〔分領〕（以下、引用文中の〔〕は筆者の注）公もモスクワの裁判に介入しないと書かれている…」⁹）に登場する「条約 *докончание*」を彼はイヴァン3世と弟分領公たち（アンドレイ及びボリス）との間で結ばれた1480年条約（正しくは1481年一宮野）と同定した。従って彼は、1480年条約を引用する「覚書」がこの年以降に、そしてトヴェリ公国が独立を失う1485年までの間に成立したと考えた¹⁰。但しスミルノーフは上記同定の根拠を明示しなかった。彼によって述べられた唯一の説明は、「私はこの場合、話はイヴァン3世と彼の弟たちとの1480年条約について進んでいると考える。この時にイヴァン3世は、分領に関する一連の問題において彼の兄弟たちに譲歩することにより、彼らとの戦いを終結させることに成功した」という一文である¹¹。しかし、これでは説明になっていない。確かに「覚書」は分領公の権限を制限していると言えなくもないが、他方で1480年条約では、スミルノーフ自身も認めるように、大公はむしろ分領公に譲歩している¹²。

スミルノーフの論文が出た同じ年に、モスクワ市裁判制度の歴史を扱うなかで「覚書」に言及したのがМ. Н. チホミーロフである。彼は「覚書」第7条に依拠しながら、大公ヴァシーリー2世幼少期（1430年代初頭まで）に進んだモスクワ市裁判制度における大公権力の拡大を論じた（「旧習では、大公妃と分領公の全屋敷、そしてそこに所属する者全員を〔大公の〕大代官が裁いた。彼ら〔大公妃や分領公の側〕の裁判官は存在しなかった。これ〔いまや旧習と呼ばれるに至った集権化改革〕を行ったのは、…（中略）…ヨアン・ドミトリエヴィチ〔フセヴォロシスキーが大代官であった〕時代の大公妃ソフィアである」）。この条項を参照しながら、チホミーロフは大公の母后ソフィア及びモスクワ大代官И. Д. フセヴォシスキーがモスクワ市で

⁵ ААЭ. т. 1. С. 87; *Владимирский-Буданов М.* Хрестматия. С. 68.

⁶ *Беляев И.Д.* Лекции по истории русского законодательства. М., 1888. С. 297–299.

⁷ *Смирнов И.И.* Судебник. С. 313.

⁸ *Смирнов И.И.* Судебник. С. 313–315.

⁹ Памятники русского права (ПРП). вып. 3. М., 1955. С. 168. (以下本稿で「覚書」を引用する際には同書を参照する。)

¹⁰ *Смирнов И.И.* Судебник. С. 313.

¹¹ *Смирнов И.И.* Судебник. С. 313.

¹² *Духовные и договорные грамоты великих и удельных князей XIV–XVI вв (ДДГ).* М.–Л., 1950. № 72–73.

生じた案件に対する裁判を従来と異なり大代官の管轄においたと考えた。更に彼は、この大代官職が1373年に廃止されたモスクワ千人長職に比べて大公に一段と従属していたことを念頭に置きつつ、ソフィアと大代官が裁判制度を大公を中心に引き纏めようとした（曰く「集権化」と論じたのである¹³）。

他方、チホミーロフは「覚書」そのものの成立年代には言及しなかった。但し彼は上述の『収集文書』をそのまま引き合いに出しているのだから、従って彼は『収集文書』が示した年代（「1486年以前」）を受け入れていると考えられる。このように、彼は、イヴァン3世時代に成立した「覚書」が半世紀前に行われたソフィアの集権化改革を引き合いに出しながら、同じく集権化を進めたと考えたように思われる。

スミルノフとチホミーロフの研究は、以上のように、当時のモスクワの集権化の文脈に「覚書」を乗せたが、上記の第7条の解釈には不十分な点があった。この点を訂正しながら、以下で見るЛ. В. Черепнинが、集権化を志向した文書という「覚書」評価を確立することになる。

II チェレプニンの研究

チェレプニンは、古文書学的考察に基礎を置きながら「覚書」を検討した（1951年）。まず彼は、「覚書」を伝える写本集成（РНБ. Q. XVII. 58）に注目した。彼によると、この写本には1455年頃に製造されたことを裏付ける透かし入りの紙が使われている。このことは、同じ透かし入りの紙を使ってヴァシーリー2世の書記官В. Мамилевが八調経октоихを筆写していることで裏付けられるという¹⁴。

次いでチェレプニンは、「覚書」の作成目的についても、写本全体の検討に基づいてこれまでの研究者と異なる見解に辿り着いた。この写本には、「覚書」の他にも、モスクワ大公ヴァシーリー1世（在位1389–1425年）ないしは2世と分領諸公との条約数本が含まれている。また大公ドミトリー・ドンスコイ（在位1359–89年）やヴァシーリー1世の遺言状も入っているが、ヴァシーリー2世の遺言状はない。こうした内容に着目したチェレプニンは、全体としてこの写本を、ヴァシーリー2世の遺言状作成に際して必要であった、領地や権利関係の確認のために作られた条約・遺言集と考えた。そのなかで「覚書」は次の、非常に重要な役割を担ったという。すなわちヴァシーリー2世は遺言状において次男ユーリーに、セルプホフ、ドミトロフ、モジャイスクを遺しており、それ故、チェレプニンによれば、大公には遺言状作成時にこれらの領地における大公の裁判権を確認する必要があった。その目的で作成されたのが「覚書」であった。また同じく彼によれば、集成に含まれる条約や遺言状は「覚書」の内容の一部を裏付ける役割を演じているという¹⁵。

チェレプニンの議論を理解するために、ここで「覚書」第1条を具体的に見ておこう。ここでは、セルプホフとその諸郷、ドミトロフの諸郷、またモジャイスク近郊のズヴェニゴロド、ルザで生じた殺人事件がモスクワの裁判管轄に服することが定められている。「殺人〔事件〕の際にモスクワに〔裁判権が〕属するものに関する覚書。すなわち、セルプホフ〔の町〕およびあらゆる郷。公に属す村、修道院の村を含む。また、ホトゥニ〔の町〕、同様にそのあらゆる郷、村。そしてペレムィシリとラストヴェッツ、ゴロジェッツ、スホドル、シチトフ、ナラ川

¹³ Тихомиров М.Н. Средневековая Москва. С. 195–204.

¹⁴ Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы. С. 352.

¹⁵ Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы. С. 351, 352–354.

沿いのゴリチツィ、ズヴェニゴロド、ルザであり、これらの〔町の〕あらゆる郷と村を含む。ドミトロフ郷では、ヴフナ、セリナ、グスリツィ、ザゴリエ、ロゴシが、そしてモスクワ郡では、コロムナ郡とドミトロフ郡までにある公の村、公妃の村、府主教の村、修道院のあらゆる村が、殺人に関して、モスクワの代官に属す。」¹⁶

チェレプニンは、ここに登場する地域の大半がユーリー公に相続されたという事実を踏まえて、「覚書」の作成目的を論じたのである。そしてこのような場合には、当然、「覚書」はヴァシーリー2世の存命中（つまり1462年以前）に成立したことになる。チェレプニンは、上記の写本年代とすり合わせ、具体的には1455年頃から1462年までの間に「覚書」が出現したと考えた¹⁷。

他方でチェレプニンは、「覚書」の第7条に関するチホミーロフの誤った理解を見直すことで「覚書」が有した「前史」を訂正しながら、しかし同時に、以前の研究者と同じく「覚書」が有する集権化志向を確認した。チェレプニンによると、第7条は「旧習では、大公妃と分領公の全屋敷、そしてそこに所属する者全員を大代官が裁いた。彼ら〔大公妃や分領公の側〕の裁判官は存在しなかった。〔しかし〕ヨアン・ドミトリエヴィチ〔・フセヴォロシスキー〕時代の大公妃ソフィアが彼ら〔大公妃や分領公〕のために裁判官を立て始めた」と読まれるべき



ユシコ「12世紀半ばから13世紀初頭のモスクワ川流域の諸公国境」87頁をもとに作成

¹⁶ ПРП. вып. 3. С. 167.

¹⁷ Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы. С. 352.

であった。チホミーロフは最後の句「彼ら〔大公妃や分領公〕のために裁判官を立て始めた」を何故か読み落として本条を解釈した。裁判権を大公に集中させようとする志向が「覚書」に反映されていることは間違いない。しかしながら「覚書」は、旧習では大公妃や分領公の裁判官は大公裁判に参加しなかったが、その後ソフィアが旧習に反して大公妃や分領公の裁判官を大公裁判に参加させ始めるという逆向きの改革を行ったという経緯を説明しながら、おのが集権化志向を旧習により正当化したのである。

このように、チェレプニンが「覚書」研究を大きく前進させた。これはイヴァン3世時代ではなく、ヴァシーリー2世時代の文書であった。またこれは、彼によれば、この公の遺言状作成時に参照資料として作成されたものであり、同時に裁判権を大公のもとに集中させようとする志向の現れであった。

その後、成立年代については精緻にされた。A. A. ジミーンは、最後の強大な分領公であるセルプホフ公ヴァシーリー（在位1426–56年）が投獄され、その分領が廃止され、モスクワ政府がセルプホフで生じた殺人事件の管轄に自由に言及可能になったであろう1456年7月16日以降、ヴァシーリー2世が亡くなった1462年3月27日までに「覚書」が成立したと記した（『ロシア法遺産』第3巻。1955年）¹⁸。И. А. ゴルブツォフもジミーンの意見に同意した（『北東ルーシ社会経済史文書』第3巻。1962年）¹⁹。

Ⅲ セメンチェンコのチェレプニン批判

チェレプニンの意見は長い間支配的であったが、それに対し、「覚書」の成立状況および年代に関して批判を加えたのがГ. В. セメンチェンコである（1978年）。

彼は、「覚書」がモスクワ大公の裁判権を確認し、集権化を進めていると考える点ではチェレプニンと変わりがない。しかし第一に彼は、同じ写本内にある諸文書と「覚書」との関係を見直した。諸文書が「覚書」の内容を根拠づけているとするチェレプニンの意見に彼は同意しない。というのも実は、モスクワ大公の裁判権に関する内容が諸文書には殆ど含まれていないからである。この写本にある諸文書の内、それに言及するのはヴァシーリー2世とガーリチ公ヴァシーリー・コソイとの間に結ばれた1435年条約1本だけであり、加えてこの条約は、セメンチェンコによれば、裁判には足早にしか触れていないという²⁰。他方でモスクワ大公の裁判権には15世紀前半に結ばれた3本のモスクワ・セルプホフ条約（1447、1454、1456年）がよく言及しているにも拘わらず、それらはこの写本に含まれていない。このように、「覚書」とこの写本の諸文書とは無関係であると、またこの写本（「覚書」ではない）が全体としてモスクワ大公の裁判権の確認を目的として作成されたわけではないと彼は考えた²¹。

第二に、チェレプニンが「覚書」の成立年代として想定した1455年頃～62年という時期が再検討された。この時期には、既にヴァシーリー2世がほぼ完全にモスクワの裁判権を掌握していた。共同支配制度が敷かれていた当時、彼以外にモスクワ市内を支配していたのは、従兄弟

¹⁸ ПРП. вып. 3. С. 199.

¹⁹ Акты социально-экономической истории северо-восточной Руси конца XIV – начала XVI в. (АСЭИ.) т. 3. М., 1964. № 12. С. 29.

²⁰ Семенченко Г.В. О датировке московской губной грамоты. //Советские Архивы. 1978–1. С. 53.

²¹ Семенченко Г.В. О датировке. С. 53.チェレプニン説の弱さは、写本内での「覚書」の中途半端な位置への配置にも求められる。「覚書」は写本の全部で17の文書の内15番目であり、その前後に配されている文書は宗教的説教集（14番目）、1430年のプロンスク公イヴァン・ヴァシリエヴィチとリトアニア大公ヴィタウタスとの条約（16番目）である。つまり「覚書」の前後には、モスクワの裁判制度どころか、「覚書」と全く無関係の文書が置かれているのである。

のヴェレヤ公ミハイル・アンドレーヴィチ（在位1432-86年）だけだったが、この彼の支配権が及んだ地域「トレーチ」は市内の三分の一のみ、しかも支配権が及ぶのは6年間毎に1年²²だけという微々たるものであった。セメンチェンコによれば、こうした状況下で、旧習を引用しながら裁判権を大公の手に集めようとする志向は生じ得ないとする。大公と裁判権を現実的に争う者が存在したからこそ、旧習に依拠した主張が行われたと彼は考えるのである²³。

このように考えたセメンチェンコは、「覚書」を、モスクワ大公の裁判権について言及しているモスクワとセルプホフとの条約締結に際して作成されたまさに覚書であったとする仮説を立てる。彼によると、この時代に唯一大勢力を保った分領公であるセルプホフ公ヴァシーリーと大公ヴァシーリー2世は条約を締結する際に裁判権の調整を行った。「覚書」にはそれが反映されているという²⁴。彼はこの仮説を以下の三つの論拠で根拠づける。

第一に、彼は分領諸公に対する大公の勝利後に「覚書」が成立したとするチェレプニンの意見に反論するために、首都に裁判が「属す（原語ではтянет/тянуть。直訳すれば「引く・引かれる」）」という用語の意味を検討する。その結果、裁判が首都に「属す」ことは、当該領域が完全にモスクワの裁判権下に入っていることを意味しないと彼は結論づける。彼によれば、当該領域は、そこに大公の行政官がいない場合に裁判の結果をモスクワ大代官へ報告することを義務づけられたという。従って「覚書」で挙げられている地域はモスクワに併合されている訳ではない。故にセルプホフ分領廃止（1456年）以前にも「覚書」の成立年代は遡りうるとする²⁵。

第二に、「覚書」第6条（「…なぜなら十字架宣誓をした上で、条約において、いかなる公もモスクワの裁判に介入しないと書かれているからである。」）に登場する「条約」について議論される。チェレプニンは、「条約」を1435年の大公ヴァシーリー2世とガーリチ公ヴァシーリー・コソイとの条約と考えた。なぜなら1435年条約では、コソイの所領には「昔からモスクワに属した裁判」があること、それは「今日も旧習に倣い〔モスクワに〕属す」ことが記されているからである。言い換えるなら、モスクワの裁判へのコソイの介入が禁じられているからである²⁶。しかしセメンチェンコは、1450年代に成立した「覚書」で1430年代の条約を引用することには「いかなる意味もない」と切り捨てる²⁷。次いで彼は、「条約」は具体的条約を指すのではなく、数多くの諸公間条約全般を指すとするジミーン説をも、多くの条約にはモスクワの裁判が出てこないことを理由にして退ける²⁸。そして1450年代のモスクワ・セルプホフ条約の方が「覚書」の「条約」に相応しいとする。

第三に彼は、「覚書」第1条で挙げられている、裁判権上でモスクワに「属す」地域を具体的に検討し、その領域の裁判権が大公とセルプホフ公との間で争われていたことを論じた²⁹。言うまでもなく、セルプホフはセルプホフ公領の中心であった。ズヴェニゴロドは1454年以降セルプホフ公の所領になっていた。他方でルザとドミトロフは、セルプホフ公領になったことはなかったものの、セメンチェンコによれば、当時セルプホフ公はこの二都市の割譲を大公ヴァシーリーに要求していたという。しかし大公はこれを拒否し、それ故に大公は敢えてこの二都

²² 細川氏は4年ごとに半年と考えている。細川前掲論文76頁。

²³ Семенченко Г.В. О датировке. С. 53-54.

²⁴ Семенченко Г.В. О датировке. С. 54-55.

²⁵ Семенченко Г.В. О датировке. С. 55-56.

²⁶ Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы. С. 355.

²⁷ Семенченко Г.В. О датировке. С. 54.

²⁸ ПРП. вып. 3. С. 199; Семенченко Г.В. О датировке. С. 54-55.

²⁹ Семенченко Г.В. О датировке. С. 56-57.

市に対するおのが裁判権を「覚書」に記したというのである³⁰。

このようにセメンチェンコは、「覚書」がセルプホフ公の所領における大公裁判権の範囲を記した覚書であると考えに至った。また1454年以降にはセルプホフ公はヴェージェツキー・ヴェェルフの町を領有したが「覚書」にはそれが登場しないことから、「覚書」の成立は1454年以前であると考えた³¹。最終的に彼は、「覚書」が1454年のモスクワ・セルプホフ条約締結時に作成された、大公とセルプホフ公との裁判権調整のための付属文書であったとした³²。

本稿筆者の考えでは、「覚書」に大公と分領公との裁判権に関する調整が反映されているとするセメンチェンコの主張は恐らく正しい。というのも、例えば、第5条「大公の都市、また大公妃の郷と村、また分領公の都市、郷、村の誰かを、モスクワで盗品現物証拠付きで捕らえる場合、彼をモスクワ代官と二人のトレトニク〔分領公代官〕が裁き、処罰する。彼ら〔被告〕の裁判官への〔被告の〕送致はない。」は、分領公のトレーチおよびその裁判権が現実に存在感を示していればこそこの条文である。ほぼ完全にモスクワ市内の裁判権を掌握していた時期に大公ヴァシーリーが改めてこれを作成したとは考えにくい。第9条「モスクワのスタンにある分領公の村では、彼らの郷司が裁判を行い、モスクワに〔自分の公が滞在している場合には〕自分の公に報告する。モスクワに彼の公がいない場合、彼は大公或いは大代官に報告する。他の町に〔公がいる場合〕は、彼らは〔そこに〕報告しない。」も同様のことを示している。その結果セメンチェンコは、「覚書」の成立が少なくとも分領公がまだ存在感を示していた1456年以前に、つまりセルプホフ分領廃止以前に遡ることを論じた。

また、「属す」という用語に関する考察も重要である。例えば、1389年のモスクワ・セルプホフ条約では「我々の父祖たちの時代に、都市〔モスクワ〕に〔裁判権が〕属していた裁判は、今後も都市に属す」とある。また1390年のモスクワ・セルプホフ条約では「余〔大公ヴァシーリー1世〕の郷や汝〔セルプホフ公〕の郷のなかで、我々の父祖たちの時代において都市〔モスクワ〕に〔裁判権が〕属した裁判は、余の〔モスクワの〕代官が以前と同様に裁く」とある³³。このように、自立した分領の内部においてさえモスクワに裁判権が属した裁判が存在していたことが分かる。それ故、モスクワが裁判権を有する案件の存在は、当該領域がモスクワに併合されていたことを意味しないのである。

以上の意見は重要であり、次項で述べられるホロシケーヴィチの研究に引き継がれるが、他方でセメンチェンコの議論には以下の問題がある。それは「覚書」が1454年条約の覚書であるとする彼の結論である。

彼の結論を支える一つの論拠は、モスクワ・セルプホフ条約の内容と「覚書」のそれとの整合性である。しかし、「覚書」の内容は、それと同じ写本に含まれている1435年のガーリチ公との条約とも整合的である。見たところ、伝来写本の成立年代が1450年代であるという事実でセメンチェンコは必要以上にこだわっており、その結果、「覚書」で参照される条約について、上述のように、「1450年代の覚書において、30年代の条約を引用する意味はない」と述べるに至った。

他方で、ヴェージェツキー・ヴェェルフの町への言及がないことが「覚書」の年代確定の論拠とされた。1454年までこの町を領有していた大公の従兄弟であるモジャイスク公イヴァン・アン

³⁰ Семенченко Г.В. О датировке. С. 56–57.

³¹ Семенченко Г.В. О датировке. С. 58–59.

³² Семенченко Г.В. О датировке. С. 58.

³³ ДДГ. № 11. С. 32; № 13. С. 38.

ドレーヴィチは、内戦期に反ヴァシーリー 2 世ブロックの一角を形成し、その結果、1454年にリトアニアに逃亡した。その際にこのモジャイスク分領は取りつぶしの憂き目にあい、ヴェジェツキー・ヴェルフはセルプホフ公領に編入された。セメンチェンコに従えば、「覚書」はセルプホフ公と大公との裁判権調整を目的としたので、ここには当然ヴェジェツキー・ヴェルフも含まれるべきだった。しかし実際には出てこないのが、「覚書」はヴェジェツキー・ヴェルフがまだセルプホフ公の手に渡っていない段階で、つまり1454年のモジャイスク分領廃止以前の段階で作成されたという。だが、セルプホフ公領であってもボロフスクの町のように、「覚書」に登場しない都市は存在するのである。従って、ヴェジェツキー・ヴェルフの例だけを根拠にした年代設定は妥当でない。

また、結局セルプホフ公領に入ることがなかったルザ、そして「ドミトロフ郷」が「覚書」にあることは、以下のように仮説的に述べられている。すなわち、当時この領域はセルプホフ公ヴァシーリーの要求地であった。セルプホフ公ヴァシーリーは内戦において大公側で大きな役割を果たした。それ故、彼は過剰な要求を大公にしていた。それがルザと「ドミトロフ郷」の割譲であったという。これに対し大公は、セメンチェンコによると、それを拒否し、この領域が大公の裁判権下にあることを主張したのであり、「覚書」にはその主張が反映されているというのである³⁴。だが、筆者には、ルザはともかく、なぜ「ドミトロフ郷」をセルプホフ公が要求したのかが不可解である。セメンチェンコによれば、セルプホフ公は本来はドミトロフの町を欲し、その結果これはセルプホフ公領になったものの、その後すぐにズヴェニゴロドの下賜と引き替えに大公により取りあげられた。それ故に「ドミトロフ郷」を要求した。このように彼は説明するが、なぜ町の要求が「郷」の要求に切り替わったのかは説明しない。

このように、彼の議論は研究を前進させたものの、他方で多くの疑問点を抱えている。その大もとは1450年代にのみ「覚書」の成立を探ろうとする彼の頑なな態度にあったように思われる。後に A. Л. ホロシケーヴィチがこの点の見直しに着手することになる。

IV ホロシケーヴィチのチェレプニン、セメンチェンコ批判

(I) 1435年における「覚書」の「成立」

ホロシケーヴィチもまた、セルプホフ分領廃止（1456年）後に「覚書」の成立年代を見るチェレプニンを批判する。仮に「覚書」が1456年以降に成立したのであれば、モスクワ市内で生じた案件を裁く際にわざわざ二人の分領公代官（トレトニク）に言及しなかったであろうというのである³⁵。上述のように、「覚書」には1420年代末の大公妃ソフィアとИ. フセヴォロシスキーが登場する。従って、まずは1420年代末以降1456年までの間に「覚書」が成立したと彼女は考えた。この考えは、同じ写本に含まれる諸公間条約や遺言状が全て1430年代のものであること、またそこに含まれる大公ヴァシーリーとガーリチ公ヴァシーリー・コソイとの1435年条約が「覚書」と内容的に結び付いていることから裏付けられるとする³⁶。

次に彼女は、「覚書」第1条で挙げられる地名を検討することで、「覚書」の成立年代を一層絞っていく。その際に彼女は、チェレプニンやセメンチェンコと異なり、主要都市ばかりでなく村も含めた全ての地名について、その所有者の変遷を検討した。セルプホフとその周辺地域

³⁴ Семенченко Г.В. О датировке. С. 57.

³⁵ Хорошкевич А.Л. К истории возникновения Записи о душегубстве. //Восточная Европа в древности и средневековье. М., 1978. С. 194.

³⁶ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 194.

(ホトゥニ、ペレムイシリ、ゴリチツイ、シチトフ、ゴロジェッツ³⁷)を除き、この時期にはセルプホフ公領であった。また、ズヴェニゴロド、ルザ、スホドル、ラストヴェッツは1430年代前半にはガーリチ公領であったが、ズヴェニゴロドは1436年³⁸、ルザ³⁹とスホドルは1440年代に大公領になった(ラストヴェッツについては1433年以降不明)。それ故に、ホロシケーヴィチはここでひとまず、「覚書」の成立を1436年以前と考える⁴⁰。というのも、上述のように、これらの所領全域が未だ大公領でなかった時期にこそ「覚書」が成立したと考えられるからである。

次に「ドミトロフ郷」について言えば、この地域は14世紀前半にその所有者を幾度も変えた。14世紀初頭にはこの地域はドミトロフの町と共にドンスコイの子ピョートルの所領を構成した⁴¹。このピョートルが子を残さずに1428年に死去した後、ドミトロフの町とこの郷は大公ヴァシーリーとその叔父ガーリチ公ユーリー(在位1389-1434年)との係争地になった。1432年に後者がドミトロフに対するヤルリュクをハンから獲得し、その結果ドミトロフの町と「ドミトロフ郷」はユーリーの所領になった⁴²。1433年にはユーリーは大公ヴァシーリーにドミトロフの譲渡を約束するがこれは空手形に終わり、最終的には遺言で「ドミトロフ郷」はユーリーの息子ヴァシーリー・コソイに遺贈された⁴³。1435年の大公とコソイとの条約では、コソイは大公位を断念する代わりに、大公からの下賜という形式を取ってドミトロフを確保する⁴⁴。しかし、1436年に再度両者で結ばれた条約においてこの地域はドミトロフと共に大公ヴァシーリーの所領になった⁴⁵。このように、「ドミトロフ郷」の推移の検討もまた、1436年以前でなければ「覚書」が成立しなかったことを示しているという。

では、具体的に「覚書」はいつ、どのような状況で成立したのか。ホロシケーヴィチは「覚書」が出現した状況として、1432年から34年にかけて生じた、上述のドミトロフ及び「ドミトロフ郷」をめぐる大公とガーリチ公との争いに着目する。「覚書」第1条に登場する「ドミトロフ郷」は、都市ドミトロフを取り囲む郷全体の、実は一部に過ぎない。この「郷」はイヴァン・カリタ(在位1325-41年)以降ドミトリー・ドンスコイの時代まではモスクワを中心とする領域の一部と認識されており、「モスクワの郷」と呼ばれていた。上述のように、その後これを相続したドンスコイの四男ピョートルが1428年に死去した後、大公ヴァシーリー2世とガーリチ公ユーリーがこの地をめぐる争った。その際に前者はこれを「モスクワの郷」と呼び、他方で隣接したドミトロフを当時所有していた後者は「ドミトロフ郷」と呼び、互いにこの「郷」に対するおのが主権を主張した。上述のように結局ユーリーがこれを手中に収め、彼の死後にこれは長男ヴァシーリー・コソイに相続された。その後1435年にコソイと大公は条約を結び、

³⁷ ゴロジェッツはセルプホフ公ウラジーミル・アンドレーヴィチの死(1410年)の後、長男のイヴァンに相続されたが、彼が1422年に死去した後の行く末は明らかでない。

³⁸ ズヴェニゴロドは複雑な歴史を辿った。この町は1434年までガーリチ公ユーリーが所有し、その死後には息子ヴァシーリー・コソイに伝わったが、1436年6月までにモスクワ大公領になった。しかしその後、セルプホフ公に与えられた(1447-56年)。

³⁹ ルザはガーリチ公ユーリーから1434年に息子ドミトリー・シェミヤカに渡り、1436年頃に大公領になった。

⁴⁰ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 194-196.

⁴¹ ДДГ. № 12. С. 34.

⁴² ДДГ. № 30. С. 76, 78.

⁴³ ДДГ. № 29. С. 74.

⁴⁴ ДДГ. № 36. С. 101, 103. この条約は ДДГ. では 1439 年頃のものとしてされていたが、後にジミンにより、1435年に結ばれた条約であったことが明らかにされた。Зимин А.А. О хронологии духовных и договорных грамот великих и удельных князей XIV-XV вв. // Проблемы источниковедения. т. 6. М., 1958. С. 300-302.

⁴⁵ ДДГ. № 35. С. 90, 93.

コソイはドミトロフとその郷を確保した。まさにこの1435年条約が「覚書」と同じ写本集成に入って伝わっている。この条約は、やはり同じ集成で伝わるモスクワ大公とガーリチ公との間で締結された計7本の条約の内、唯一モスクワにおける裁判手続きに言及している（「余の領地の内で昔からモスクワに属した裁判は、今日も旧習に倣い〔モスクワに〕属す」）⁴⁶。そこでホロシケーヴィチは、「覚書」はまさにこの1435年条約締結の際の覚書であったと考えるに至った。彼女によれば、1435年条約で大公はコソイに対する勝利を確定させた。コソイには、「上級裁判権」（彼女はこの語を使う）を大公に奪われた形で「ドミトロフ郷」が残されたという⁴⁷。

（Ⅱ）1389年における「覚書」原初版の作成

しかし、上述の如く状況を想定する場合、なぜ「覚書」において、ガーリチ公とは無関係であったセルプホフ等の領域の上級裁判権について記されているのだろうか。この点について彼女は仮説であると断った上で次のように述べる。すなわち「覚書」は1435年に初めて成立したのではないと。彼女によると、伝来する「覚書」の第1条において挙げられる諸地域リストにおいて、「ドミトロフ郷」は明らかに後代の挿入であるという。この挿入部分は、1435年に改定された伝来する版で初めて出現したというのである⁴⁸。そこで彼女は、続いて、1435年の「覚書」が成立するにいたる過程を辿っていく。彼女の仮説を先に俯瞰しておく、まず「覚書」はイヴァン・カリタの三人の子の時代にルーツを辿ることが出来るが、この時期にはその内容は未だ成文化されていなかった。初めてこれが成文化された、つまり「覚書」が成立したのは大公ドミトリー・ドンスコイとセルプホフ公ウラジーミル・アンドレーヴィチとの間で結ばれた1389年条約締結時であり、まさにこの条約の覚書としてであった。これが1435年に改定されて、現在に伝わるというのである。

まず、カリタの子らの時代に成立したとされる取り決めについて論じられる。彼女は、1360年代のドンスコイと上記ウラジーミル公との条約に「昔から都市〔モスクワ〕に属した案件」が登場することに注目した⁴⁹。これは少なくとも彼らの親の世代（カリタの子の世代）にはこうした案件が存在したと考えることを可能にする。1389年の両者間の条約では「我々の父祖たちの時代に」と文言が若干変わった⁵⁰が、基本的には同じことを意味している。他方で1350年頃に結ばれ、断片のみで伝わる大公セミヨン（在位1340–53年）とその二人の弟（イヴァン〔後の大公イヴァン2世（在位1353–59年）〕とアンドレイ）との条約では、モスクワに属す裁判に関する規定はないものの、モスクワで生じた案件の裁判手続きについての規定がある⁵¹。「覚書」にある地名は全てカリタ時代に遡る古い土地であり、一人でそれを支配していたカリタ時代にはそこでの裁判手続きを取って定める必要はなかった。この領域が三人の息子に分割相続されたときに初めて、三人の裁判権をどうするかという問題が生じたのである。従ってホロシケーヴィチは、上述の兄弟間の条約、そして「父の墓前での」誓いの場面⁵²こそ、三人が関係する裁判手続きが、つまりモスクワに属す裁判の手続きが定められた場に相応しいとする⁵³。

その後、ドンスコイの死の直前に彼とセルプホフのウラジーミル公との間で結ばれた条約で

⁴⁶ ДДГ. № 36. С. 101.

⁴⁷ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 197–199.

⁴⁸ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 199.

⁴⁹ ДДГ. № 5. С. 20.

⁵⁰ ДДГ. № 11. С. 32.

⁵¹ ДДГ. № 2. С. 12.

⁵² ДДГ. № 2. С. 11.

⁵³ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 199–200.

は、分領公裁判権、都市モスクワに属す案件の裁判権、ダーニ徴収権、カリタ時代の養蜂者の子孫の所属の確認等、大公と分領公との間に存在する多くの事案について検討、確認された。ホロシケーヴィチは、この時こそが「覚書」の原初版の成立時期として相応しいとする。とりわけ「覚書」の第1条（モスクワに属する案件リスト）、第3条（モスクワ市内での裁判手続き）はここに成立を辿ることができるという。ドンスコイの死を前にして、彼及び唯一の分領公たるセルプホフ公は父たちの決定を文章化し、忘れ去られないようにしたのではないかと彼女は考えている⁵⁴。

彼女によれば、こうした仮説は次世代の条約で確認される。すなわちモスクワに属す裁判に関する文言に変化が見られるというのである。例えば1390年に新大公ヴァシーリー1世とセルプホフ公ウラジーミルとの間で結ばれた条約では、「余の郷や汝の郷のなかで、我々の父祖たちの時代において都市〔モスクワ〕に属した裁判は、余の代官が以前と同様に裁く」と記されている⁵⁵。ここでは郷と代官が初めて登場する。こうした新公式の出現は「覚書」の成立、そしてそこにおける郷と代官の記載と無関係ではないという。続いてその次世代の条約（大公ヴァシーリー2世とセルプホフ公ヴァシーリーとの1433年条約）でも類似の公式が伝わる。「余〔セルプホフのヴァシーリー〕の郷のなかで、大公であったあなた〔大公ヴァシーリー〕の祖父〔ドンスコイ〕、そして大公であったあなたの父〔ヴァシーリー1世〕の時代に、都市〔モスクワ〕に属した裁判は、我々の代官が以前と同様に裁く」と⁵⁶。ここで注目されるべきは、新公式は、もはやカリタの子の世代には遡らず、ドンスコイの時代の裁判を基準として引き合いに出していることである。このことは、やはり、ドンスコイ時代におけるその成文化、すなわち「覚書」の作成を証明するというのである⁵⁷。

このようにして、ホロシケーヴィチは、セメンチェンコと同じく、「覚書」が自立した法史料ではなく、あくまで覚書に過ぎないことを主張した。但しセメンチェンコと異なり、彼女は「覚書」の成立を1450年代に限定しなかった。伝来するそれはあくまで1435年の改定版であり、元々の版は1389年に成立したという。彼女によれば、その内容は、イヴァン・カリタの子の時代に定められた口頭の取り決めであった。

ホロシケーヴィチの後、「覚書」は専門的に研究されていない。B. B. ヴィレンスキーは『10～20世紀のロシア立法』第2巻（1985年）において、チェレプニン説を本文で紹介しつつ、注でセメンチェンコとホロシケーヴィチの文献を挙げているに過ぎない⁵⁸。法史研究者が中心となって編集された『ロシア司法権力』（2003年）では、「覚書」に関する専門的議論には注意が払われず、「覚書」は裁判権を大公に集中させようと志向する自立した法遺産の如く扱われている⁵⁹。

V 「覚書」が記す領域は何か？——諸公間条約における付属文書としての「覚書」

本稿筆者は、「覚書」が1435年に「成立」したとする点ではホロシケーヴィチに同意する。セメンチェンコ説では、セルプホフ地域とズヴェニゴロドが「覚書」にあることは説明されたものの、その他の所領については十分な説明がなされなかった。彼は、1454年のモジャイスク

⁵⁴ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 200–201.

⁵⁵ ДДГ. № 13. С. 38.

⁵⁶ ДДГ. № 27. С. 70.

⁵⁷ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 201.

⁵⁸ Российское законодательство X–XX веков. т. 2. М., 1985. С. 187–191.

⁵⁹ Кутафин О.Е., Лебедев В.М., Семигин Г.Ю. Судебная власть России. т. 1. М., 2003. С. 131–132.

公イヴァンの逃亡後にセルプホフ公が、内戦における大公への支援という実績に基づいてルザ等の割譲を大公に要求したと想定したが、その具体的な裏付けを示せなかった。他方でホロシケーヴィチ説は、「覚書」第1条の全ての土地について検討している点、またその全てが分領公のものである時期（1436年以前）に絞って検討している点で一步先んじている。但し彼女の説を採る場合、彼女自身も述べるように、セルプホフが「覚書」に入っている理由を説明する必要がある。この点について筆者は、彼女が述べるように、1435年以前の時期における大公とセルプホフ公との間で結ばれた取り決めが恐らくは反映されていると考える。彼女が述べる如くイヴァン・カリタの子の時代にまで遡ることが出来るかはわからない。しかし少なくとも1360年代以降、当時唯一の分領公であったセルプホフ公と大公との間の条約には一度の例外を除き毎度、「昔からモスクワに属した裁判は今日もモスクワに属す」とする旨の抽象的範囲を示す一文が含まれている。他方で「覚書」には、モスクワに属す裁判の範囲がセルプホフを筆頭に具体的に記されている。こうした内容の合致は、「覚書」がまさに大公と分領公との条約における一文の具体的な地名と裁判手続きを記した付属文書、覚書であったと考える根拠になる。1360年以降の大公と分領公との条約に存在する抽象的な一文が何を示すのか、当事者たちのそうした問いに答えるためには覚書が必要であったと考えられる。具体的に記されなければ、条約における「昔からモスクワに属した裁判は今日もモスクワに属す」の一文は死文にまで成り下がることはなかったとしても、恣意的な解釈が出てくる恐れがあったろう。その意味で、「覚書」の起源が少なくとも、件の一文が出現した1360年代に遡る可能性は十分にある。少々長くなるが、以下では別の側面からこの議論を深めてみたい。

一見些細なことに思われるが、筆者は次のことから議論を始めたい。すなわち1435年の時点では「ドミトロフ郷」ばかりかドミトロフの町もコソイに認められたのにも拘わらず、後者は「覚書」に登場しないことである。このことは、以下で述べられるように重要な示唆を含んでいる。

まず、「覚書」にある地名を改めて見てみると、例外なくそこにある土地は、イヴァン・カリタ時代のモスクワ公国の領域に含まれていることが分かる（図を参照。次頁）。

カリタの死後、モスクワ公国の領域は三人の息子と大公妃に遺贈された。それ以外に、近年の研究では、モスクワを中心にどの公にも服さないモスクワ都市スタン領域があったことが明らかにされている。その内部には諸公が所有する村が点在するものの、スタン領域自体は各々の相続人には分割されなかった。「覚書」第1条にある土地と領域は、このスタン領域を除く、つまり分割相続された領域内に全て存在する。また第3条の村はやはりカリタの遺言状に登場する古い村であり、全てが都市スタン領域に位置した。また第2条はモスクワ市内を扱っており、従って「覚書」第1～3条の地名と領域を組み合わせると、ほぼ、カリタ時代のモスクワ公国領になると言える。

このように、「覚書」には古いモスクワの領域しか含まれていないのである。とは言え、古く、加えて隣接していた土地であっても、別の公国に起源を持つペレヤスラヴリのように、「覚書」に登場しない土地もある。またドミトリー・ドンスコイの治世に獲得された北方のガーリチ、コストロマー、ペロオーゼロ、ウグリチ地方といった遠隔地も同様である。これら北方の遠隔地は全てがドンスコイの死後、長男ヴァシーリー以外の兄弟に、つまり分領公に相続されたにもかかわらず、こうした領域に「覚書」は全く言及しない。

また上述のように、1435年にドミトロフの町と「ドミトロフ郷」をコソイは同時に得たものの、ドミトロフの町は「覚書」にて言及されなかった。これが隣接する土地であるにも拘わら



イヴァン・カリタ死後のモスクワ公国（アヴェリヤノフ「14～16世紀のモスクワスタンと郷」116頁をもとに作成）

ず、である。

こうした状況を考慮に入れるならば、そもそも「覚書」は大公が殺人等に関する裁判権を有する領域を列挙した一般的なリストではなく、カリタ時代に遡る、狭義の「モスクワ公国」の領域内にあった、大公の裁判権が行き届いた領域のリストであると考えられる。その領域外の土地については、たとえそれが隣接した土地であっても「覚書」は念頭に置いていないのである。

但し厳密に言えば、「覚書」のリストに登場しないカリタの時代の「公国領」が二カ所ある。その第一はコロムナの町およびコロムナ郡である。しかし、これが「覚書」にないことは説明できる。コロムナの町と郷は1302年以来モスクワ大公のいわば直轄相続地であり、それ故にこの地における大公の裁判権については記すまでもなかった。従って、この地域は「覚書」に記されなかったと考えることができる。

第二に西部国境の重要拠点モジャイスクである。ドンスコイの時代までこの町はコロムナと同じく大公の直轄地であったが、彼の死後にこの町は三男のアンドレイに相続された。更にアンドレイが1432年に死去した後は、その長男のイヴァンに相続された。彼がリトアニアに逃亡する1454年まで、モジャイスクは分領公の手中にあった。

この場合、「覚書」において、なぜモジャイスクが含まれないのだろうか。

筆者はこれを十分に論じる材料を持ち合わせてはいないが、恐らくモジャイスクは唯一の例外であり、カリタ時代にモスクワ公国領であったにも拘わらず、大公ヴァシーリー2世が殺人等に関する裁判権を持ち得なかった唯一の場所であったように思われる。ここで着目されるべ

きは、「モスクワ公国」に所領を有した三人の分領公（セルプホフ公、ガーリチ〔及びドミトロフ〕公、そしてモジャイスク公）と大公との歴代の条約である。セルプホフ公と大公との諸条約には、一例を除き、「昔からモスクワに属していた裁判は今日もモスクワに属する」とする旨の一文が存在する。セルプホフ公は中心都市セルプホフを初め多くの領域を「モスクワ公国」内部に有しており、それ故にこそ彼と大公との条約では大公の裁判権が確認され続けたと考えられる。ガーリチ公と大公との条約に関して述べるならば、ドンスコイの子ユーリー公の時代に結ばれた条約にはそうした一文はなかった。大公位を争っていたユーリーは、モスクワに居を構えるヴァシーリー（2世）の裁判権を認めるわけはなかったと考えられる。しかし彼が1434年に死去した後、相続人である長男のヴァシーリー・コソイが初めて大公と結んだ1435年条約において、上述の意の一文が挿入された（「汝〔コソイ〕の領地のうちで昔からモスクワに属した裁判は、今日も旧習に倣い〔モスクワに〕属す」）。その後のガーリチ公と大公との条約では、この一文は再度姿を消すが、これは説明できる。すなわち、ドミトロフは次の年に大公領に編入され、問題の「ドミトロフ郷」も同じ運命を辿った。従って以後コソイを継いだ弟のドミトリー・シェミヤカと大公との間には「モスクワ公国」内に係争地はなく、故に両者間で結ばれた条約にモスクワの裁判に関する一文が出てこないのは当然なのである。ところが、モジャイスク公と大公との条約には古くから一度たりともそうした一文が存在しないのである。このことは、モジャイスク公の場合には「モスクワ公国」の領域に大公の裁判権が属す領域を持たなかったことの裏付けになる。すなわち、モジャイスクには大公の裁判権が行き届いていなかったと考えられるのである。「覚書」にモジャイスクがないことは、このように説明できるのではなからうか。

このように、「覚書」は「モスクワ公国」の領域におけるモスクワに属す裁判権の範囲だけを記しているのである。昔からモスクワに裁判権が属していたわけではないドミトロフの町の列挙は必要なかった。つまり「覚書」は、昔からモスクワに属す裁判権の具体的範囲を示せば十分という、大公と分領公との条約における件の一文に対応した覚書として求められる条件を過不足なく満たしているのである。件の一文にとっては、ドミトロフの町もペレヤスラヴリ公国も北方の広大な所領も必要なかった。これらの領域は古くからモスクワの裁判権下に服していたわけではなかったので、旧習に倣い現在の裁判権の範囲を定めている件の一文にとっては上記の領地の列挙は無意味であった。

「覚書」がまさに大公と分領公との条約に付属した覚書であったとする考えは、こうした議論からも裏付けられるのである。その場合、1360年以降の諸条約における件の一文の存在は、「覚書」が、成文化されていたかは判然としないものの、その時期以降1435年に至るまで、恐らくはその時々条件下で加工されながら生き延びてきたと考える根拠になる。

VI 15～16世紀における大公への裁判権の集中に関する議論と「覚書」

最後に、以上の議論が有する展望について述べておこう。ここでは「覚書」が15～16世紀にかけて進んだ裁判権の大公への集中における大きな一歩であったとする見方に焦点を絞りたい。筆者の考えでは、「覚書」の検討結果は上記の見方に部分な修正を迫る。以下で詳しく述べよう。

「覚書」の成立は、特に上記スミルノーフとチェレプニンにより、16世紀半ばに至るまで続く分領公裁判権の縮小と大公裁判権の拡大（両者曰く「集権化」）プロセスの第一歩に位置づけられてきた。まずスミルノーフによれば、(1)「かつて」は裁判が生じた場合に原告と被告

は共にインムニテート権に基づき、おのが居住地の裁判官によって裁かれたが、(2) 15世紀の「覚書」(彼によれば1480年代前半に成立)はこの原則を変えた。殺人及び証拠付き窃盗を犯してモスクワで逮捕された被告は、彼が分領公の裁判権に属していたとしても、モスクワ大代官(及びトレートニク)によりモスクワで裁かれた。被告の居住地の裁判官はこれに関与できなかった。比較的軽微な犯罪の場合には、被告の裁判官はモスクワでの裁判に陪席できたが、但しそれは審理そのものではなく、単に手数料を受け取るために過ぎなかった。またモスクワ公国内の分領公の村において双方の訴訟当事者がその村内に住んでいた場合でさえ、これを裁いた分領公の郷司には裁判の結果をモスクワに報告する義務が課された。スミルノフによると、(3)その後分領公の裁判権は1550年法典第100条において更に「根本的に変化を蒙り」、殆どの案件がツァーリにして大公により裁かれることになった。このように分領公の裁判権は大きく制限されることになったという⁶⁰。なるほど「覚書」以前の時期において分領公及び大公妃は殺人等に関する裁判権を保持していたと一般的には考えられよう⁶¹。しかし「モスクワ公国」内部(とりわけ第一にセルプホフ分領)に限るならば、上述のように、既に1360年代には大公が殺人等に対する裁判権を有していたと十分に考えられるので、その場合、「覚書」の内容は新味に欠けるということになる。

筆者の考えでは、裁判権が大公に集中される過程を別様に論じたチェレプニンの議論の方が重要である。彼は、「覚書」第7条に依拠して、「覚書」の前史を復元した。元々、モスクワ市内にある大公妃や分領公の屋敷や村の住民はモスクワ大代官により裁かれていた。ところが内戦期、大公権力の「危機の時代」に大公妃ソフィアが分領諸公に譲歩し、彼らの裁判官がモスクワの裁判に参加する制度が整えられた。これに対して「覚書」は、ソフィア以前の裁判の在り方こそが伝統的に正しいもの(「旧習」)であるとし、裁判権を大公に集中させるよう進めたという⁶²。

確かに第7条に依拠するならば、「覚書」で大公は分領公から裁判権を奪い、或いは裁判権を奪おうとしている。もちろん厳密に述べるならば、その奪取は専ら第7条の範囲内で認められるのだが、本来「覚書」には条文区切りがなかったことを考慮に入れるならば、「覚書」が恐らくは多くの点で裁判権を奪い(或いは奪おうとした)、結局これを大公のもとに集中させたとするチェレプニンの意見には同意できる。但し裁判権の奪取、そしてそれに伴った分領公裁判権の制限は、以下で述べられるように限定的なものにならざるを得なかったと考えられる。

上述のように、「覚書」は伝統に基づいて裁判権を確認している。従って「覚書」は、昔からモスクワに属す裁判に関心があり、逆に、昔からモスクワに属していなかった裁判は完全にその視界から外れている。つまり裁判権の奪取及びその志向は「モスクワ公国」の境界外には伸びていないのである。あくまでその内部における分領公裁判権の奪取に留まるのである。従って、「覚書」の分析から得られた議論を大公国全土に関する議論に直接敷衍することはできない。「覚書」が有する大公への裁判権集中の志向は、全国的規模でのそれではなかった。この点で「覚書」は後継条項である1550年法典100条とは明らかに異なっている。スタリツァ公ウラジーミルの分領を事実上念頭に置く100条は、16世紀半ばの大公国全域における分領公裁判権の問題を扱っている。事実そこでは、「覚書」と異なり、「旧習」や「モスクワに属す(裁判)」

⁶⁰ Смирнов И.И. Судебник. С. 314–316.

⁶¹ АСЭИ т. 1. М., 1964. № 115, 131, 133, 165, 171, 175, 179, 191 等を参照。ここでは分領公や大公妃の村で生じた殺人等に関する裁判権が彼らの手中に留保されている。

⁶² Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы. С. 353.

といった文言が外され、100条は全国に通用する法規範にされている。だが「覚書」について言えば、それは集中を志向するとは言え、「モスクワ公国」の範囲を超えたそれを目論んでいないのである。15～16世紀に進んだ裁判権の集中を論じる際には、こうした差を見過ごすことは出来ない⁶³。

「覚書」は伝統に基づいて一定領域の裁判権を確認し続けた。セルプホフ公領に関しては、1360年頃以降、殺人等に関するモスクワの裁判権は確認され続けた。だがドンスコイの死後、セルプホフを除き、「モスクワ公国」内の大公領は彼の息子たちに分割相続された。大公位を相続した長男ヴァシーリー1世は弟公たち（ユーリー、アンドレイ、ピョートル）やセルプホフ公ウラジーミルと条約を結び直したが、セルプホフ公との条約締結には成功したものの、弟公たちとの条約締結の際には、彼らの分領において殺人が生じた場合のモスクワ大公の裁判権は確認されなかった⁶⁴。またヴァシーリー2世の幼少期には、上述されたように、叔父たちはモスクワにおける裁判に自分たちの裁判官を送り込むまでになっていた。「覚書」第7条はかつての伝統、旧習に依拠してこうした状況を打開しようとする大公の意志の表れであり、この条項そのものが記しているように、成年に達したヴァシーリー2世が「覚書」に挿入した。そして1435年にヴァシーリー・コソイに勝利した暁には、伝来する版の「覚書」において大公は、セルプホフ公領のみに確認され続けてきた殺人等に関する大公裁判権を「ドミトロフ郷」にも認めさせ、同時に旧習によりその大公への帰属を再確認したのである。このように「覚書」はあくまで「モスクワ公国」内部の範囲において、一時的に喪失していたモスクワの、大公裁判権の回復を狙っていたと考えられるのである。これを集権化と呼べなくはないが、しかし国内全域の裁判権を一手に集めるが如き一般的な集権化とは異なっていることは認識されるべきである。

最後に、「覚書」の「前史」に関するホロシケーヴィチの仮説に言及しておこう。彼女は「覚書」の成文化を1389年に見たことは既に述べた。だが、成文化されていたかは判然としないものの1360年代にはその原型は存在していたのではないかというのが筆者の意見である。しかしイヴァン・カリタの子の時代にまで「覚書」の原型の成立を遡らせるホロシケーヴィチの説には慎重な態度をとらざるを得ない。カリタの三人の息子の時期には、状況として、取り決めの原型が出来上がったというのは理解できなくはない。しかし確認されるべきは、残念なことに、また彼女も承知しているように、決定的な論拠がないことである。史料が殆どないなかで、いかに論理的にこの点を裏付けていくかが「覚書」研究における今後の一つの課題であろう。

* * *

付録 「殺人に関する覚書」試訳

〔1〕殺人〔事件〕の際にモスクワに〔裁判権が〕属するものに関する覚書。セルプホフ〔の町〕およびあらゆる郷。公に属す村、修道院の村を含む。またホトゥニ〔の町〕、同様にそのあらゆる郷、村。そしてペレムィシリとラストヴェッツ、ゴロジェッツ、スホドル、シチトフ、

⁶³ チェレプニンは「覚書」と1550年法典との中間的存在として「イヴァン3世の遺言状」に着目し、これもまた裁判権の大公への集中を一步進めたとしたが、この遺言状においても大公と分領公との裁判権争いは「モスクワ公国」内裁判に関して行われており、その意味で「遺言状」は「覚書」の延長上にある。従って、「旧習」や「従来モスクワに属した裁判」といった用語が完全に撤廃された1550年法典第100条こそが新しいのである。第100条はそれ以前の文書とはテキスト的な関係を有するとは言え、その内容の適用範囲は大きく異なっているのである。

⁶⁴ ДДГ. № 13. С. 38; № 14. С. 39–40; № 18. С. 51–52.

ナラ川沿いのゴリチツィ、ズヴェニゴロド、ルザであり、これらの〔町の〕あらゆる郷と村を含む。ドミトロフの郷では、ヴフナ、セリナ、グスリツィ、ザゴリエ、ロゴシが、そしてモスクワ郡では、コロムナ郡とドミトロフ郡までにある公の村、公妃の村、府主教の村、修道院のあらゆる村が、殺人に関して、モスクワの代官に属す。

< 訳注 >

本条は、列挙されている分領公の都市、郷、村において、また公妃、府主教、修道院の村において、殺人事件（及び証拠付きの窃盗）が生じた場合、それがモスクワの裁判管轄に属することを定めている。これまでの多くの研究では、列挙される都市や郷、村は既に分領公の所有物ではなく、モスクワ大公領に含まれていたとされてきたが、以下第5条等におけるトレトニクの存在、また第8条における分領公に関する記述は、列挙された土地がまだ分領公のものであった時点の状況を反映していることを明らかにする。但し本条でいう「〔裁判権が〕属す」とは、チェレプニンまでの研究が考えていたようなモスクワ大公およびその代官による、当該地域における完全な裁判権の掌握ではない。例えば、本覚書第9条に見られるように、モスクワ・スタン内部に裁判権が「属す」所領を有する分領公の領地では、両訴訟人が共にその内部に属す場合にさえ、結審後に裁判官はモスクワに滞在中の分領公に、また彼がモスクワに不在の場合には大公或いは大代官に報告する義務を負った。

〔2〕モスクワのポサードで殺人が生じた場合、〔それが〕モスクワ〔川〕の川向こうの〔地区で生じた〕場合、ダニーロフスコエ〔村〕で〔審理される〕。ヤウザ〔川〕の川向こう〔の地区〕で殺人が生じた場合、アンドロニコフ修道院、或いはゴロジシェで〔審理される〕。ニコラ・モクロヴァ〔教会〕がある大通りで殺人が生じたなら、オストルィ区やヴァリスカヤ通りから〔大通りまでの地区〕で〔審理される〕。ヴァリスカヤ通りの向こうで殺人が生じたなら、ステンスカヤ通りからネグリンナヤ川までの間で〔審理される〕。ネグリンナヤ〔川〕の川向こう〔の地区〕で殺人が起きたなら、ドロゴミロヴォ〔村〕、全てのネグリンナヤ〔川〕の川向こうの地区、セミチンスコエ〔村〕で〔審理される〕。

< 訳注 >

「覚書」はモスクワのポサードにおける裁判管区を定めている。裁判管区の住民は、当該管区で生じた殺人に責任を負った。ヴィレンスキーは法文内の地名を「新たに統合された領域」と見なすが、上記の地名はイヴァン・カリタの遺言状に現れる古いものである。

ニコラ・モクロヴァ教会 大通りのおよそ中間地点にあった（ロシア年代記全集25巻281頁）。

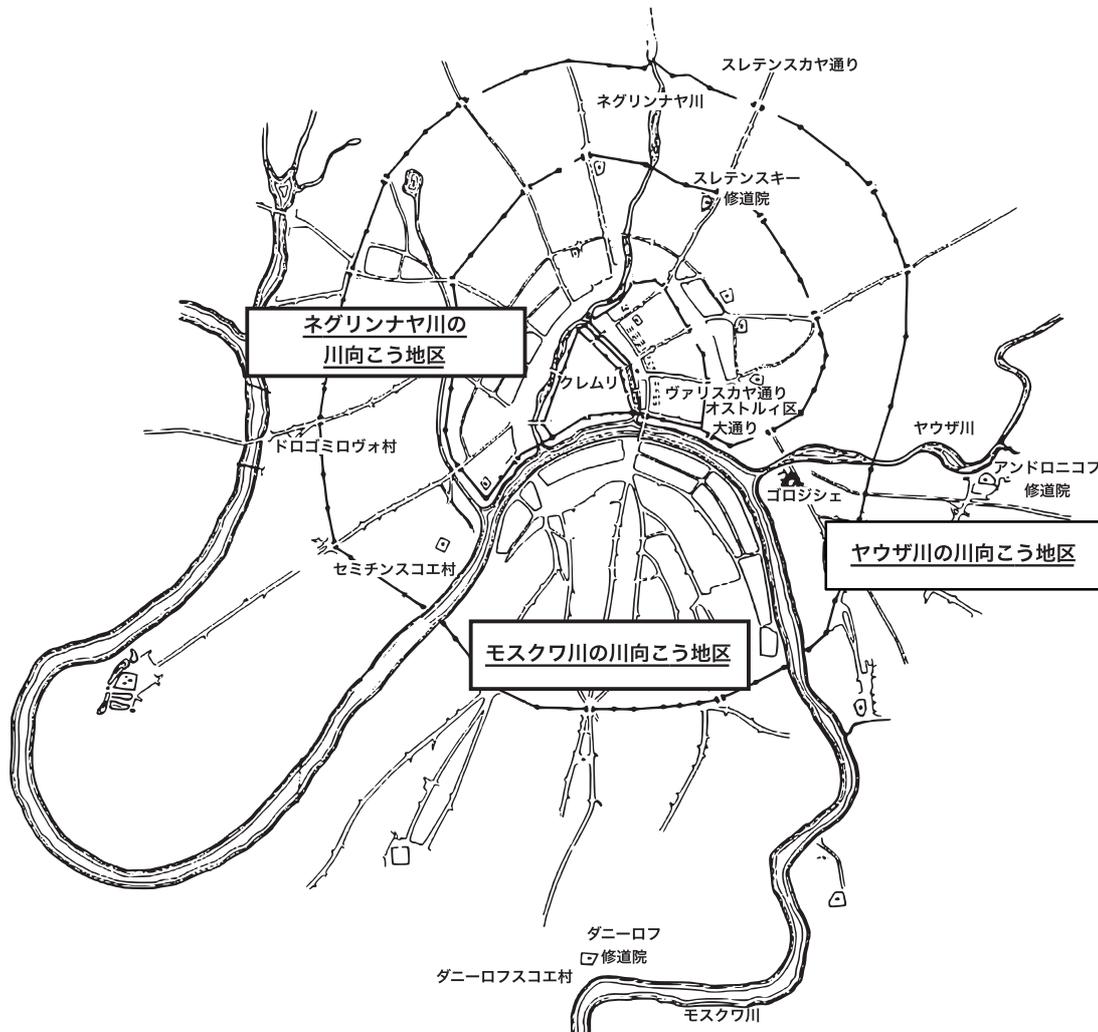
〔3〕モスクワ人がセミチンスコエ〔村〕の人を、またノガチンスコエ〔村〕の人を、オストロフ〔村〕の人々を、コロメンスコエ村の人を、ナプルツコエ〔村〕或いはスシチェヴォ〔村〕の人々を、都市モスクワにおいては大公妃や府主教、修道院の屋敷に住む人々を、また大公と大公妃、そして府主教の菜園管理人や庭師を訴える場合、彼らはモスクワの大代官の前で提訴し、〔被告の〕裁判官は自分の収入〔裁判手数料〕を見るために行く。盗品現物付きで捕らえられた者には〔被告の〕裁判官はない。大代官が裁き、処罰する。

< 訳注 >

モスクワ人が公その他が所有するモスクワ近郊の村の住人を、或いは公らの市内の屋敷住民を訴えた場合の裁判手続きを本条は定めている。この場合、裁判は、(1) モスクワ大代官と(2) モスクワ人に対立する被告が住んでいる土地の裁判官と「合同」で、またモスクワで行われるよう定められている。但し被告側の裁判官は審理には参加せず、単に手数料を受け取るために裁判に陪席した。モスクワ人が被告になる場合の手続きについては何も述べられていないが、その場合には言うまでもなく大代官一人によって裁かれたと考えられよう。

例外は盗品現物付きで盗賊が逮捕された場合である。その場合、モスクワ大代官が一人で裁いた。尚、大代官については次条の訳注を参照。

〔4〕大代官に付け届けが与えられるなら、二人のトレトニクにも、また大公のチウンにも同様に付け届けが与えられる。宣言裁判の際には、市場で宣言し、〔手数料は〕大代官と二人のトレトニクに三等分。しかし大公のチウンには宣言裁判に際して何もない。決闘の際には、彼〔大公のチウン〕には決闘準備料の三分の一、再審手数料の三分の一、そして付け届けが〔与



モスクワ市内の裁判管区『16～17世紀のモスクワ国家の都市建設』(モスクワ、1994年)をもとに作成

えられる]。*殺人に対する罰金は代官に4ルーブリ、大公のチウンには決闘準備料の三分の一〔が与えられる〕。再審手数料の〔各々〕三分の一は、代官と〔二人の〕トレトニクに〔与える〕。再審手数料は1ルーブリ〔の案件〕から10ジェニガずつ〔与えられ〕、1ルーブリより少ない〔案件〕については、再審手数料はない。名誉毀損で訴える者があれば、あらゆる〔訴訟額の案件〕から再審手数料〔を取る〕。

*写本ではこの箇所に挿入する一文として、「殺人の際には、彼〔大公のチウン〕には決闘準備料の三分の一、そして付け届けが〔与えられる〕」が欄外に追記されている。

<訳注>

本条は、モスクワ大代官及び二人のトレトニクの裁判における手数料額を定めている。「付け届け」は1497年法典の「賄賂」と同じ語（*посул*）であるが、本条ではその授受は禁じられていない。14～15世紀中頃までのロシアでは、その授受は合法的なものであった。それ故にここでは「付け届け」と訳す。14世紀以降の「付け届け」についてはアレクセーエフを参照のこと⁶⁵。また1397-98年のドヴィナ行政文書6条⁶⁶、プスコフ裁判文書4、48条も参照⁶⁷。

ホロシケーヴィチは本条が1435年に「覚書」が改定された際に出現したと考えている。それによると、当時の大公は一つのトレーチしか保有しておらず、そこから上がる収入は多くなかった。そこで大公は、大公のチウンにも裁判手数料を配分するよう覚書を改定し、そうしたやり方によって全体としておのが収入を増やしたという⁶⁸。

大代官：イヴァン・カリタの遺言状によると、モスクワは彼の三人の息子の共同統治下におかれた。その内部で三人はその各々がトレーチ（「三分の一」の意）と呼ばれる徴税権や裁判権を得た。トレーチの変遷については細川上掲論文を参照のこと。これが市内領域の三分割を意味したかどうかについては判然としないが、現在多くの研究者は領域的分割を認めている。

ジミーンによれば、15世紀後半にはモスクワには二人の代官がいた。すなわち、二つのトレーチを管轄する大代官、そしてセルプホフ公家が世襲してきたトレーチの代官であった。大代官職は、大公権力下にある二つのトレーチの統合の結果として形成されたとし、二つのトレーチの各々に更に代官がいたとする⁶⁹。これに対し、セメンチェンコは三つのトレーチの各々に代官がいたこと、大代官というのはその内、大公トレーチを任された者であったとする説を出している⁷⁰。

宣言裁判：通常市場において原告が訴訟内容を宣言することで始まる裁判。ルーシ法典拡大版32条、簡素版12条⁷¹、プスコフ裁判文書39、44条に登場する。

殺人に対する罰金：ノヴゴロド裁判文書33条では殺人そのものを示す用語として登場するが、本条では明らかに罰金である⁷²。リトアニア第一法典（1529年）にも登場する。

⁶⁵ Алексеев Ю.Г. Судебник Ивана III. Традиция и реформа. СПб., 2001. С. 187-188.

⁶⁶ 邦訳がある。石戸谷重郎「1397年のドヴィナ行政法をめぐる諸問題」『奈良学芸大学紀要』14号、1966年、31-53頁；15号、1967年、31-45頁。

⁶⁷ 邦訳がある。松木栄三『ノヴゴロド、プスコフ裁判法の分析による中世ロシア都市国家の社会・政治構造の研究』（平成8・9年度科研費報告書）、1998年。

⁶⁸ Хорошкевич А.Л. К истории. С. 202-203.

⁶⁹ ПРП. вып. 3. С. 203-204.

⁷⁰ Семенченко Г.В. Управление Московской. С. 205-210.

⁷¹ 邦訳がある。勝田吉太郎「ルス法典研究」『法学論叢』（京大）59-2号、1954年、28-127頁。

⁷² Дворниченко А.Ю. Уголовное право западнорусских земель и судебник 1497 г. //Судебник Ивана III. Становление самодержавного государства на Руси. СПб., 2004. С. 123.

決闘準備料：1397-98年のドヴィナ行政文書4条、1497年法典6条に登場する。後者では決闘の際には決闘手数料と準備料が徴収された。準備料は決闘の場の設置のための料金である。

再審手数料：ノヴゴロド裁判文書3条に登場。

名誉毀損料：これについては1397-98年のドヴィナ行政文書2条に登場。

〔5〕大公の都市、また大公妃の郷と村、また分領公の都市、郷、村の誰かをモスクワで盗品現物付きで捕らえる場合、彼をモスクワ代官と二人のトレトニクが裁き、処罰する。彼ら〔被告〕の裁判官への送致はない。

〔6〕それ〔上記盗品現物付き窃盗〕以外のあらゆる刑罰案件で〔誰かを〕捕らえる場合、彼〔被告〕に裁判官を立てるための期日を与える。なぜなら十字架宣誓をした上で、条約において、いかなる公もモスクワの裁判に介入しないと書かれているからである。

<訳注>

盗品現物付きでモスクワで逮捕された他都市等の住民に対する裁判手続きを定めている第5条と、それ以外の犯罪での裁判手続きを定めている第6条は、ペアで理解されるべきである。前者の場合、被告のための裁判官はなかった。彼らはモスクワ代官と二人のトレトニクにより裁かれた。金銭徴収で罰せられるような後者の場合には、被告側の裁判官も裁判に陪席する合同裁判が行われた。尚ヴィレンスキーは、第5条が対象とする犯罪の中に殺人と強盗も含めている。

第6条末尾の「なぜなら…いかなる公も裁判に介入しない」は一見、被告にも裁判官が与えられるとする直前のテキストと矛盾しているように見える。この点に関してジミーンは、被告の裁判官は手数料の徴収のために陪席したに過ぎず、裁判審理には関与しなかったと考えることで、矛盾を解消している。この意見は論理的には筋は通っているが、他の条項と違い本条では「〔被告の〕裁判官は自分の収入〔裁判手数料〕を見るために行く」とする一文が欠如している点で疑問が残る。筆者の考えでは、第5条と第6条をペアで把握すべきである。第5条で述べられているように、モスクワにおける裁判は、モスクワで専ら大代官らによって行われるのが大原則であった。「なぜなら」以下の文はこの点を根拠づけているように思われる。しかし、ある時点で、第6条前段が但し書きの如く加えられたのではなかろうか。この説については、今後も検討が必要である。

〔7〕旧習では、大公妃と分領公の全屋敷、そしてそこに所属する者全員を大代官が裁いた。彼ら〔大公妃や分領公の側〕の裁判官は存在しなかった。ヨアン・ドミトリエヴィチ〔・フセヴォロシスキーがモスクワ代官であった〕時代の大公妃ソフィアが彼らのために裁判官を立て始めた。

<訳注>

チホミーロフとチェレプニンは、本条に基づき、貴族И.フセヴォロシスキーが大代官として支配していた時期に、伝来しない法典（ソフィア・ヴィトウトヴナの法典）が成立したことを論じた。しかし条項テキストは、「ソフィアの法典」が存在したとする仮説を証明しない。ジミーンが正しく指摘するように、本条は裁判制度におけるソフィア政府の施策について話す

に過ぎない。

チホミーロフは、ソフィアの改革が集権化を目指し、分領公権力を制限したと考えた。しかし「覚書」のテキストから判明するのは、チェレプニンが述べる如く、ソフィアの新機軸が逆に分領公裁判権の拡大であったことである。「覚書」はこれを以前の状況に戻そうと目論んでいる。

〔8〕オゼレツキエ村にはモスクワから裁判官は行かず、プリースタフが行き、そこで自分のために補佐人を取り、〔被告を〕保証に渡した後、大代官がモスクワで彼を裁く。彼ら〔被告〕の裁判官は自分の収入〔裁判手数料〕を見るために行く。モスクワ郡にある大公妃や分領公のその他の村についても同様である。

<訳注>

モスクワ・スタン外部にある大公妃や分領公の村における裁判手続きを定めている。本条で定められているのは、モスクワ人がこうした村に住む被告を起訴した場合であるように思われる。その意味では、モスクワ・スタン内部の村の住民をモスクワ人が訴えたケースを扱う本覚書第3条と対をなしていると考えられる。

本条のケースでは、第3条と同じく、被告はモスクワで裁かれた。その際にモスクワからはプリースタフ（容疑者を捕縛し、裁判に連行する執行吏）が派遣され、現地では単独で行動せず、現地で補佐人を獲得した上で、被告を保証に渡し、モスクワに連行した。

また、第3条と異なり、現物盗品付きで捕らえられた犯人の裁判については言及されていない。この案件は特に区別されなかったと考えるべきだろう。

尚、スタン外部を扱う本条は、本覚書第1条にある「属す」という用語の具体的内容の一つを意味すると考えられる。

オゼレツキエ村とは、恐らくはモスクワ・スタン領域北西部に位置する新旧オゼレツコエ村のこと。なぜこの村が代表として挙げられているのかは判然としない。

〔9〕モスクワのスタンにある分領公の村では、彼らの郷司が裁判を行い、モスクワに〔自分の公が滞在している場合には〕自分の公に報告する。モスクワに彼の公がいない場合、彼は大公或いは大代官に報告する。他の町に〔公がいる場合〕は、彼らは〔そこに〕報告しない。

<訳注>

モスクワ・スタン内部にある分領公が所有する村の内部で裁判が行われた場合、すなわち原告・被告共にその村の裁判権に服していた場合に、その村の郷司にはモスクワにいる自分の公に裁判について報告することが義務づけられた。不在の場合には、大代官或いは大公へ報告せねばならなかった。

本条の原則は1504年のイヴァン3世の遺言状においても確認できる。「余は自分の息子ユーリーとその兄弟たちにモスクワのスタンの村を与える。その村の裁判と税は余の息子たちに属す。殺人と盗品現物付き窃盗は、旧習に従い、都市モスクワに属す。但しその村の農民間での盗品現物付き窃盗〔事件〕は除く。それは彼らの〔分領公の〕管理人が裁く。そしてモスクワの大代官に報告する」と。

尚、スタン外部の村における場合については不明。但し、多くの大公と分領公間の条約に依

拠すれば、モスクワに属す裁判以外については不介入が大原則であったので、報告義務もなかったと考えるべきだろう。

〔10〕トヴェリ人がモスクワにおいて盗品現物を伴って逮捕されたなら、彼はモスクワで裁かれ、処罰され、彼のために〔トヴェリの〕裁判官は派遣されない。金銭徴収を伴う案件で逮捕されたなら、彼は保証に渡された上で、〔原告は〕トヴェリで彼を訴える。

<訳注>

トヴェリは1485年まで独立公国であった。トヴェリ大公はモスクワでトヴェリ人が起こした一部の犯罪に対する裁判権を保持していた。但しモスクワで盗品現物付きで逮捕されたトヴェリ人は、モスクワの裁判官一人により裁かれた。